

2015年度 卸研の研究成果発表会を開催

—5グループで「卸の将来像につなげる基盤整備」を研究—

— 一般財団法人流通システム開発センター —

情報志向型卸売業研究会（略称：卸研）は、研究委員会の総括として、さる3月25日（金）、TEPIA ホール（東京・港）にて、研究成果発表会を開催した。（写真）



発表会全景

2015年度の卸研研究委員会は、参加メンバーからの希望をもとに、「卸情報システムの将来像につなげる基盤整備」をベースに、5つのサブ・テーマを設定し、各グループに分かれて、検討を行なった。また、この他に消費税の軽減税率制度（案）への対応についても、臨時委員会を設置して検討を行なった。

< A グループ：流通 BMS 普及推進：INS ネット提供終了を機に普及推進 >

卸研では流通 BMS について、過去様々な研究に取り組んできた。流通 BMS の普及も着実に進んできてはいるが、レガシー EDI もまだ残っており、まだまだ普及する余地は残っている。2020 年後半より NTT のサービス基盤である PSTN（コアネットワーク）が IP 網へ順次移行され、INS ネット（デジタル通信モード）の提供が終了し JCA 手順・全銀手順・全銀 TCP/IP 手順が使用できなくなる。そのため、小売業・卸売業ともに通信手段を変更する必

要がある。そこで標準外 EDI への移行を抑制しつつ、流通 BMS へ切替を促進する方法について検討した。

INS ネット廃止で現状の EOS 発注／EDI が実質使用困難になることが予想されており、使えなくなった場合は流通業界に甚大な影響が出ることは火を見るより明らかである。そのために小売業・卸売業ともに莫大な対応作業が必要となる。しかしながら、業界標準の流通 BMS 切替については、いくつかの手段を講じることができ、もはや難しいものではなくなっている。

INS ネット廃止について、問題としてしっかりと認識していくためには、外部からの発信ではなく問題に直面する小売業・卸売業どちらからでもいいので業界内部から積極的に対応していく必要がある。

< B グループ：スマートデバイス活用：営業スタイルの変革・PC 代替など >

2012 年の本研究会の「スマートデバイスの利用状況アンケート結果」では、スマートデバイスの導入企業はまだ3割程度と少なかった。今回はこの3年間の普及度合いを再度アンケートを実施して、その内容について精査・検討し、今後のスマートデバイス導入に提言し推進することを目的とした。アンケート結果等の導入事例よりメリット・デメリットをまとめ、スマートデバイスの導入について提言することとした。

最近の傾向としては、今までとは違う新たなスマートデバイスが登場してきている。Windows タブレットの普及によりパソコンとスマートデバイスの区別があいまいになって

きている。最新の Windows OS ではスマートデバイスと同じような操作性が実現されている。アプリケーションについてもタッチパネル操作を前提としたものが増えている。ウェアラブル端末（時計型、眼鏡型等）という新しい形態が登場してきている。現時点ではそれほど普及してはいないが、近い将来にその利用方法が研究テーマとなるかもしれない。

アンケート結果から導入の規模については大小あるが、スマートデバイスの導入がかなり進んできていることは見受けられた。ただし、基幹システムとの連携をどうするか等の課題は多い。今回の研究によってスマートデバイスを導入する際にこういった観点から選択を行っていただければ簡単にまとめてみたが、各選定項目においてはもっと深掘りを進めていければ良かった。特にスマートデバイスのセキュリティに関してはそれだけで十分な研究テーマとなり、今後の課題としておきたい。近い将来パソコンとスマートデバイスの境界が完全に無くなるかもしれない。その時には「スマートデバイス」という言葉自体が存在しなくなっているのではないだろうか。

< C グループ：情報システム部門の将来像、今後の役割と人材育成 >

開発・インフラ環境ともに、オープン化クラウド化といった選択肢が拡がる中、それらをどの様に支え、経営に活かしていくべきかといった視点から、情報システム部門の役割が変化してきている。過去の研究委員会においても継続して検討されてきた「情報システム部門の役割」内容を引き継ぎながら現時点での課題

を洗い出し、情報システム部門の価値向上を目指し、今後の役割と人材育成について検討を重ねた。

まとめとしては、経営層・利用部門から求められる情報システム部門の役割は非常に高度化しており、より柔軟な対応を求められている。日常の安定稼働だけでなく、短期間での変化も求められることから、自社システムを完全に掌握した上で、様々な選択肢の中からよりベターなシステムを採用していく必要がある。それらを担う人材の育成は非常に重要となってくるため、明確な方針の元、長年に渡って支え続けられる人材育成が必要となる。

「情報システム部門不要論」を吹き飛ばし、「やっぱりうちには情報システム部門が欠かせないよね!」と言われる情報システム部門が増えることを目指し努力を重ねることが必要である。

< D グループ：入荷作業における精度の維持／向上と効率化 >

2014年度からの継続テーマとして、2015年度は検討範囲を“入荷”に絞り、より具体的に活動を進めた。物流拠点の庫内作業員や配送ドライバーの人手不足が顕在化する中、荷下ろしから庫内作業までの効率化が求められている。その一つとして、納品時間の見直しによる入荷待ち時間の削減に取り組んでいるものの、大幅な効率化に至っていない現状がある。そこで入荷作業の精度維持・向上と効率化について検討することにした。

「入荷作業における精度の維持／向上と効率化」を実現するためには、卸自身の改善も継続して実施していくことは当然ながら、情報志向型卸売業研究会（卸研）として、メーカー各社の協力が必要不可欠であると発信することが重要である。

今年度の成果により、卸各社がさまざまな対策を講じていることが判

明した。しかし、残念であるが、すべての諸問題を一気に解決するまでに至っていない。

今以上に卸・メーカーが歩み寄り、それぞれが真摯に全体最適を目指し、さらなる課題の深耕とその解決に向け、尽力していくことが望まれる。

< E グループ：2020年に向けた人手不足と物流費高騰への対策 >

各社の課題を持ち寄った所、昨今のドライバー不足は既に大きな問題となっており、将来的には物流現場における「人手不足」がより大きな課題となってくる事が共通認識された。今後の少子高齢化に伴う人口減少や、2020年東京オリンピックに向けた人材ニーズの増加は人手不足に拍車を掛ける事が想像される。またEコマース市場の拡大、オムニチャンネル化の推進がもたらす物量の増加も想像される。

卸業界・物流業界として現状のサービスを維持するには危機的な状況に陥っている。これらが招くであろう「物流費高騰」に繋がる要因について問題視し、対策を纏め卸業界としての提言を行い2020年に備えることを目的に検討を行なった。

従来の物流は、人手の確保が容易であることを前提に、製・配・販それぞれ立場（売上拡大、利益確保）で要求・競争した結果、人手にたよった、過剰とも言える非効率なサービスになっている。

製・配・販の3者がサプライチェーン全体最適化の観点から、少ない人手で運用可能な、「消費者のために最適化された社会インフラとして維持・存続可能な物流」の実現に向けて、今こそ話し合う時なのではないだろうか。

そして、製・配・販の中間にいる卸こそが、消費者起点の全体最適化の観点から、従来の非効率な物流

を見直す提案をするべきである。

< 臨時検討グループ：消費税軽減税率制度（案）に関する対応について >

2015年末の2016年度税制改正大綱の消費税の軽減税率に関する項目の決定を受け、商取引上これに混乱なく対応するために、影響範囲や課題を明らかにし、卸売業として対応すべき項目について整理することを目的に、4回の臨時ミーティングを通して検討を行なった。

「消費税軽減税率制度（案）」については、「2016年度税制改正大綱」および、関連して財務省より公表されている「軽減税率制度の導入」「軽減税率制度関係資料」をベースに検討を行なった。したがって、2016年3月以降に決定すると思われる消費税の軽減税率制度の創設を柱とする税制改正の関連法案および、関連して財務省より公表されると思われる各種資料の内容によっては、見直すべき箇所や、より具体的な対応策が考えられることもあると想定される。こうした背景から、検討内容は質問、課題、要望の整理に留まっているものも多く、今後も継続して検討していくためのあくまで<検討資料>という位置づけで報告書はまとめられた。

この検討委員会を通じて、「消費税軽減税率制度（案）」に対する関心を持ち、各社における具体的な検討のきっかけとなったことは、大きな効果であった。また、「税率の設定に関しては、商品の製造元が設定し、その商品ごとに設定された税率を流通各社が使用する」、「これまでの、税を意識しない処理方法に近い、税率ごとに請求書（口座）を分けるという方式も、考えられる」などの方向性に関する意見があったことも収穫であった。

（卸研事務局 上田）

消費税の軽減税率制度に関するQ & A (個別事例編)

— 国税庁消費税軽減税率制度対応室 —

消費税の軽減税率制度に関するQ & A (個別事例編)

平成 29 年 4 月 1 日の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が導入されます。

消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この「消費税の軽減税率制度に関するQ & A」は、軽減税率制度について、広く国民の皆様に理解を深めていただけるよう、わかりやすく解説したものです。

また、今後、寄せられた質問や頂いた疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定です。

平成 28 年 4 月
国税庁消費税軽減税率制度対応室

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

(「飲食料品」の範囲)

問 1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。

【答】

軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。以下「食品」といいます。）をいいます（改正法附則 34①一）。

食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、「飲食料品」には、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、以下「一体資産」といいます。）のうち、一定の要件を満たすものも含まれます（「一体資産」の詳細については、IV「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください。）。

したがって、「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ① 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物（食品衛生法に規定するもの）
- ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすもの

をいい、

- ・ 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する酒類を除きます。

※ 軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品の譲渡の判定に当たっては、販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達 2）【制度概要編 問 11（適用税率の判定時期）参照】。

(生きた畜産物の販売)

問2 当社は畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛、食用豚等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達2）。

なお、これらの家畜の枝肉は、人の飲用又は食用に供されるものであり、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(水産物の販売)

問3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供される活魚は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達2）。

なお、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(家畜の飼料、ペットフードの販売)

問4 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達2）。

(粉の販売)

問5 粉の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供される粉は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達2）。

なお、人の飲用又は食用に供されるものではない「種粉」として販売される粉は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

（苗木、種子の販売）

問 6 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、果物の苗木など栽培用として販売される植物及びその種子は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

なお、種子であっても、おやつや製菓の材料用など、人の飲用又は食用に供されるものとして販売されるかぼちゃの種などは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

（水の販売）

問 7 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（氷の販売）

問 8 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(賞味期限切れの食品の廃棄)

問 9 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、賞味期限切れの「食品」を廃棄するために譲渡する場合は、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

(お酒の販売)

問 10 お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」から除かれていますので、酒類の販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）。

【参考】

○ 酒税法第 2 条第 1 項（酒類の定義及び種類）

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

(「食品」の原材料となる酒類の販売)

問 11 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）。

(みりん、料理酒、調味料の販売)

問 12 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当しませんので、みりんや料理酒が酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）。

なお、酒税法に規定する酒類に該当しないみりん風調味料（アルコール分が一度未満のものに限ります。）については、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(ノンアルコールビール、甘酒の販売)

問 13 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食物品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）

(酒類を原料とした菓子の販売)

問 14 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒税法に規定する酒類に該当しないものについては、軽減税率の適用対象である「飲食物品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）。

(酒類の原料となる食品の販売)

問 15 日本酒を製造するための米の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいい、酒税法に規定する酒類は、ここ
でいう「食品」から除かれています。

他方、日本酒を製造するための原材料の米は、酒類ではないので、「食品」から除かれず、
人の飲用又は食用に供されるものであることから、その販売は軽減税率の適用対象となりま
す（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

(「添加物」の販売)

問 16 食品の製造において使用する「添加物」の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品の製造・加工等の過程において添加される食品衛生法に規定する「添加物」は、「食
品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、食品衛生
法 4 ②、軽減通達 2）。

【参考】

○ 食品衛生法第 4 条第 2 項

この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目
的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

（「金箔」の販売）

問 17 当社では、食品添加物の金箔を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、食品衛生法に規定する「添加物」として販売される金箔は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（食用、清掃用の重曹の販売）

問 18 当社では重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品添加物として販売される重曹は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（栄養ドリンクの販売）

問 19 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」（以下「医薬品等」といいます。）は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

（健康食品、美容食品等の販売）

問 20 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

人の飲用又は食用に供される特定保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当しませんので、「食品」に該当し、また、人の飲用又は食用に供されるいわゆる健康食品、美容食品も、医薬品等に該当しないものであれば、「食品」に該当しますので、それら販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

(飲食料品を販売する際に使用される容器)

問 21 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どのような取扱いになりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」という。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせる一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」に該当します（改正法附則 34①一、軽減通達 3）（「一体資産」の詳細については、Ⅳ「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください。）。

(桐の箱の容器)

問 22 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

例えば、高額な飲食料品にあつては、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売されることがありますが、このような場合にあつては、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためにのみ使用していることが明らかなときは、その飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当するものとして取り扱って差し支えありません（軽減通達 3）。

（保冷剤を付けた洋菓子の販売）

問 23 当社は、洋菓子店を営んでおります。希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。

なお、保冷剤について別途対価を徴している場合のその保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

（果物狩り、潮干狩り、釣り堀）

問 24 いちご狩りやなし狩りなどのいわゆる味覚狩りの入園料は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、収穫した果物について別途対価を徴している場合のその果物の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

また、潮干狩りや釣り堀等についても、同様の取扱いになります。

（自動販売機）

問 25 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当することとされています（改正法附則 34①一、軽減通達 6）。

（通信販売）

問 26 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34

①一)。

【参考】

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、平成 28 年 10 月 1 日前にその販売価格の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成 29 年 4 月 1 日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる商品の販売については、通信販売に係る経過措置が設けられていますが、「飲食料品の譲渡」には、この経過措置は適用されず、軽減税率が適用されます。

消費税と地方消費税を合わせた税率は 8 %ですが、平成 29 年 3 月 31 日までの税率は、消費税率 6. 3 %、地方消費税率 1. 7 %で合計 8 %、平成 29 年 4 月 1 日以後に適用される軽減税率は消費税率 6. 24%、地方消費税率 1. 76%で合計 8 %です。

(レストランへの食材の販売)

問 27 当社は食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「飲食料品の譲渡」には、軽減税率が適用されます。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社からレストランへの食材の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一、軽減通達 2)。

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問 28 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります(改正法附則 34①一)。

(販売奨励金)

問 29 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。

【答】

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先(課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。)から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します(基通 12-1-2)。

同様に事業者が支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します(基通 14-1-2)。

売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等については、それぞれその対象

となった課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります（改正法附則 34②、38⑤、39②）。

したがって、その売上げの対価の返還等又は仕入れの対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

Ⅱ 飲食料品の輸入取引

（輸入される飲食料品）

問 30 輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます（改正法附則 34①一）。

なお、課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。

（輸入された飲食料品のその後の販売）

問 31 当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。

この場合の軽減税率の適用は、どのようにになりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるまぐろの輸入（保税地域からの引取り）は、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

また、輸入したまぐろを飼料用として販売した場合には、そのまぐろは人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、課税貨物が、「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されますので、ご質問のまぐろの輸入が軽減税率の適用対象であることに変わりはありません。

（レストランへ販売する食材の輸入）

問 32 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます（改正法附則 34①一）。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社が行う食材の輸入は、「飲食料品」の輸入（保税地域からの引取り）であり、また、貴社からレストランへの食材の販売も「飲食料品」の譲渡となりますので、いずれも軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

Ⅲ 外食の範囲

(社員食堂での飲食料品の提供)

問 33 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料
品を飲食させる役務の提供をいいます。

会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食堂において、社員や職
員に、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当
し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10）。

(セルフサービスの飲食店)

問 34 セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料
品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①ーイ）。

セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の
飲食設備を利用して、飲食料品を飲食させていますので、軽減税率の適用対象となりませ
ん。

(屋台での飲食料品の提供)

問 35 屋台のおでん屋やラーメン屋での飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

また、テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼きそ
ばの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料
品を飲食させる役務の提供をいい、「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンター等飲食
料品を飲食させるための設備をいいます（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 8）。

屋台のおでん屋やラーメン屋で、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備で飲食させて
いる場合は、軽減税率の適用対象となりません。

ここでいう飲食設備は、飲食のための専用の設備である必要はなく、また、飲食料品の提
供を行う者と飲食設備を設置又は管理する者（以下「設備設置者」といいます。）が異なる
場合であっても飲食料品の提供を行う者と設備設置者との間の合意等に基づき、当該飲食設
備を飲食料品の提供を行う者の顧客に利用させることとしているときは、「飲食設備」に該
当します（軽減通達 9）。

そのため、屋台を営む事業者が、

- ① 自らテーブル、椅子、カウンター等を設置している場合
- ② 自ら設置はしていないが、例えば、設備設置者から使用許可等を受けている場合は、軽減税率の適用対象となりません。
- 一方、
- ③ テーブル、椅子、カウンター等がない場合
- ④ テーブル、椅子、カウンター等はあるが、例えば、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可等をとっておらず、顧客が使用することもあるがその他の者も自由に使用している場合は、軽減税率の適用対象となります。

(コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食)

問 36 店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」であり、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10(3)）。

ところで、コンビニエンスストアでは、ご質問のようなホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りか意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することをするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

(ファストフードのテイクアウト)

問 37 ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食店営業等を営む者が飲食設備の

ある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいますが、いわゆる「テイクアウト」など、「飲食料品を、持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡」（以下「持ち帰り」といいます。）は、これに含まないものとされています（改正法附則 34①ーイ）。

事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食料品の提供を行った時において、例えば、その飲食料品について、その場で飲食するのか又は持ち帰るのかを相手方に意思確認するなどの方法により判定していただくことになります（軽減通達 11）。

（飲食店で残りを持ち帰る場合）

問 38 当店では、顧客が注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせるサービスを行っています。この場合の持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」となるのかは、その飲食料品の提供等を行った時点において判定することとされています（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 11）。

したがって、ご質問のような、その場で飲食するために提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

（飲食店のレジ前の菓子等の販売）

問 39 飲食店のレジ前にある菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10）。

ご質問のように飲食店のレジ前にある菓子の販売は、単に飲食料品を販売しているものと考えられることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

（飲食店で提供する缶飲料、ペットボトル飲料）

問 40 当社は、ラーメン屋を営んでおります。ラーメンの提供のほか、缶飲料、ペットボトル飲料をコップに入れず、缶又はペットボトルのまま提供していますが、これら飲料の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます（改正法附則 34①一イ、軽減通達 10）。

ご質問の飲食店で缶飲料、ペットボトル飲料をそのまま提供したとしても、店内で飲食させるものとして提供しているものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

（立食形式の飲食店）

問 41 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。また、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ又はこれら以外の設備であっても、又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であってもこれらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、「飲食設備」に該当します（改正法附則 34①一イ、軽減通達 8）。

したがって、カウンターのみ設置した立食形式の飲食店で、飲食料品を飲食させる役務の提供は、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

（フードコートでの飲食）

問 42 当社は、ショッピングセンターのフードコートにテナントとしてラーメン店を出店していますが、フードコートのテーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、当社の設備ではありません。このような場合であっても、当社が行うラーメン等の飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します。

ご質問のショッピングセンターのフードコートが、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとされている場合には、

貴社の行う飲食料品（ラーメン等）の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」になります。

（公園のベンチでの飲食）

問 43 当社は、移動販売車で「食品」を販売しています。公園のベンチのそばで販売し、顧客がその公園のベンチを利用して飲食している場合、この食品の販売は、軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」となりますか。

【答】

「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当します（軽減通達 9）。

ご質問の公園のベンチが、こうした合意等に基づき貴社の顧客に利用させることとしているものではなく、誰でもベンチを利用できる場合には、飲食設備に該当せず、貴社の飲食料品の提供は、「食事の提供」ではなく、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

（旅客列車の食堂車での食事、移動ワゴン販売の飲食料品の販売）

問 44 列車内食堂施設で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

列車内の食堂施設において行われる飲食料品の提供は、これに該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10(5)）。

他方、旅客列車の施設内に設置された売店や移動ワゴン等による弁当や飲み物等の販売は、例えば、その施設内の座席等で飲食させるために提供していると認められる次のような飲食料品の提供を除き、軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します（軽減通達 10（注）2）。

① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供

② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

したがって、列車内の移動ワゴンによる弁当や飲料の販売は、①又は②に該当する場合を除き、軽減税率の適用対象となります。

(カラオケボックスでの飲食料品の提供)

問 45 カラオケボックスの客室内で飲食メニューを設置し、顧客の注文に応じて飲食料品を提供していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

カラオケボックスの客室で顧客の注文に応じて行われる飲食料品の提供は、これに該当しますので、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10(2)）。

(映画館の売店での飲食料品の販売)

問 46 映画館の売店での飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

映画館内に設置された売店で行われる飲食料品の販売は、単に店頭で飲食料品を販売しているものですので、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

なお、売店のそばにテーブル、椅子等を設置して、その場で顧客に飲食させている場合には、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当しますので、持ち帰りによる販売（持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡）である場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（軽減通達 10(4)）。

(注) 1 持ち帰りの販売かどうかは、顧客への意思確認等により行うこととなります（問 37（ファストフードのテイクアウト）参照）。

2 売店により、例えば、映画館の座席で次のような飲食料品の提供が行われる場合には、当該飲食料品の提供は、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10（注）2）。

① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供

② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

(旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供)

問 47 旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。また、ホテルのレストランで提供している飲食料品を客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。旅館、ホテル等（以下「ホテル」といいます。）の

宴会場や会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、それがホテル自体又はホテルのテナントであるレストランが行うものである場合には、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 10(1)）。

また、ホテルの客室から、ホテルが直接運営する又はホテルのテナントであるレストランに対して飲食料品を注文し、そのレストランが客室に飲食料品を届けるようないわゆるルームサービスは、ホテルの客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

（ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等）

問 48 ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

ご質問のように、ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒税法に規定する酒類を除きます。）を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①ー）。

（バーベキュー施設での飲食等）

問 49 当社が運営するバーベキュー場は、施設利用料 1 人 1,500 円のほか、当社が準備したメニューから、それぞれお好みの肉の種類などを選んでいただき、別途食材代を支払っていただく、いわゆる手ぶらバーベキューサービスを行っています。

この場合、施設利用料と食材代を含めた全額が軽減税率の適用対象とならないのでしょうか。

【答】

バーベキュー施設内で飲食する飲食料品について、ご質問のようにそのバーベキュー施設を運営する事業者からしか提供を受けることができない場合には、施設利用料と食材代を区分していたとしても、その全額が飲食に用いられる設備において飲食料品を飲食させる役務の提供に係る対価と認められますので、その全額が「食事の提供」の対価に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①ーイ）。

なお、飲食料品を提供する事業者が、バーベキュー施設を運営する事業者自体ではなく、その運営事業者の契約等により、顧客にバーベキュー施設の飲食設備を利用させている事業者である場合についても同様です。

(「ケータリング」や「出張料理」)

問 50 顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供する「出張料理」は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」(いわゆる「ケータリング、出張料理」)は含まれないこととされています(改正法附則 34①一口、軽減通達 12)。

いわゆる「ケータリング、出張料理」は、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参して調理して提供するものや、調理済みの食材を当該指定された場所で加熱して温かい状態で提供すること等をいい、具体的には以下のような場合が該当します。

- ① 相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置等を行う場合

したがって、ご質問のいわゆる「出張料理」は、顧客の自宅で調理を行って飲食料品を提供していることから、「相手方の指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

なお、「相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供」であっても、次の施設において行う一定の基準を満たす^{*1}飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象とされています(改正法附則 34①一口、改正令附則 3②)。

- ① 老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者^{*2}に対して行う飲食料品の提供
- ② 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て^{*3}に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ④ 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第2条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において行う教育を受ける生徒の全て^{*3}に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑤ 「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」第2条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、そ

の幼児又は生徒の全て※³に対して学校給食として行う飲食料品の提供

- ⑥ 学校教育法第1条に規定する幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て※³に対して行う学校給食に準じて行う飲食料品の提供
- ⑦ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

※1 上記①～⑦の施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で定めている場合にはその方法によることとされています（平成28年財務省告示第100号）。

※2 60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者に限られます。

※3 アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の適用対象となります。

（家事代行）

問 51 当社は、お客様の自宅に伺って料理代行サービス（食材持込）を行っておりますが、このサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、「相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まれないこととされています（改正法附則 34①一口、軽減通達 12）。

ご質問のように、顧客の自宅で料理を行い、飲食料品を提供するサービスは、いわゆる「ケータリング、出張料理」に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

（出前の適用税率）

問 52 そばの出前、宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

そばの出前、宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①）。

（注） 顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けることは、「食事の提供」には該当せず、また、いわゆる「ケータリング、出張料理」にも該当しません。

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問 53 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食 500 円、昼食 550 円、夕食 640 円で、昼食と夕食の間の 15 時に 500 円の間食を提供しています。これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（改正法附則34①一ロ、改正令附則3②一）。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます（改正令附則3②二）。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（640円以下のものに限る。）をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています（平成28年財務省告示第100号）。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円	550円≤640円	500円≤640円	640円≤640円	= 2,190円（1,550円）
（累計 500 円）	（累計 1,050 円）	（累計 1,550 円）	（累計 2,190 円）	

夕食は、一食につき 640 円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が 1,920 円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円	550円≤640円	500円≤640円	640円≤640円	= 2,190円（1,690円）
（累計 500 円）	（累計 1,050 円）	累計対象外	（累計 1,690 円）	

(学生食堂)

問 54 当校は、学生食堂を設けています。利用は生徒の自由ですが、この学生食堂の飲食料品の提供は、学校給食法の規定に基づく「学校給食」として、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「学校給食」とは、学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の施設において、当該施設の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供をいいますので、利用が選択制である学生食堂での飲食料品の提供はこれに該当しません（改正法附則34①一イ、改正令附則3②三）。

また、学生食堂での飲食料品の提供は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当しますので、軽減税率の適用対象となりません。

【参考】

○ 学校給食法

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(病院食)

問 55 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供は非課税とされていることから、消費税は課されません（消法6①、消法別表1六、消令14）。

なお、患者の自己選択により、特別メニューの食事の提供を受けている場合に支払う特別の料金については、非課税となりません。また、病室等で役務を伴う飲食料品の提供を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一口）。

Ⅳ 「一体資産」の適用税率の判定

(食玩)

問 56 菓子と玩具により構成されている、いわゆる食玩は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの。）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、改正令附則 2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が 1 万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が 3 分の 2 以上であること

したがって、ご質問の商品が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(高価な容器に盛り付けられた洋菓子)

問 57 ケーキ等の洋菓子をカップ等の専用容器に盛り付けて販売していますが、この専用容器は特注品で、食器として再利用できるものとなっており、菓子よりも高価です。この商品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し、使用される容器が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その容器も含め、飲食料品の譲渡に該当します。

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの。）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、改正令附則 2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が 1 万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が 3 分の 2 以上であること

ご質問の商品は、洋菓子より専用容器の方が高価であることから、②に該当しないため、「飲食料品」に含まれません。

したがって、ご質問の洋菓子と専用容器の販売は、商品全体が軽減税率の適用対象となりません。

(食品と食品以外の資産で構成された福袋)

問 58 食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの。）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34 ①一、改正令附則 2）。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が 1 万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が 3 分の 2 以上であること

したがって、ご質問の福袋が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)

問 59 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格 1,000 円で販売しようと考えています。これら商品のそれぞれの仕入価格は、以下のとおりです。このセット商品は、軽減税率の適用対象となる「一体資産」に該当しますか。
仕入価格（税込み）：紅茶 450 円、ティーカップ 200 円

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの。）は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34 ①一、改正令附則 2）。

- イ 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が 1 万円以下であること
- ロ 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が 3 分の 2 以上であること

ロの割合は、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に算出した割合であればこれによって差し支えないとされています（軽減通達 5）。

- ① その一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ② その一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

ご質問の商品は、次のとおり②に示した計算方法によって計算し、その結果食品に係る部分の割合が 3 分の 2 以上であるものに該当します。

紅茶（食品）の原価	一体資産の譲渡の原価	一体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合
450 円	／ 650 円	≒ 69.2% ≥ 3 分の 2 (66.666…%)

したがって、ご質問の商品は、食品と食品以外の資産をセット商品として1,000円という価格のみを提示して販売していることから、一体資産に該当し、その対価の額が1万円以下であり、かつ、食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上のものとなりますので、その販売は、全体が軽減税率の適用対象となります。

（食品と酒類のセット販売時の一括値引）

問 60 ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。

また、値引額は、どのような取扱いになりますか。

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（一の資産に係る価格のみが提示されているものに限ります。）をいいます。

ご質問のように、ビールと惣菜をそれぞれ別々の商品として販売している場合に、これらの商品を組み合わせて、一括で値引きを行って販売するときは、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないことから、「一体資産」に該当しません（改正法附則 34①、改正令附則 2、軽減通達 4）。

なお、一括して値引きを行った場合のそれぞれの値引き後の対価の額は、それぞれの資産の値引き前の対価の額等により按分するなど合理的に算出することとなります（軽減通達 15）。

また、惣菜（食品）の販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますが、酒税法に規定する酒類であるビールの販売は、軽減税率の適用対象となりません（問 10（お酒の販売）参照）。

（参考） 例えば、顧客が割引券等を利用したことにより、これら同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率により按分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引額控除後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています（軽減通達 15）。

（合理的な割合が不明な小売事業者等）

問 61 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

【答】

ご質問のように、小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

V 「新聞の譲渡」の範囲等

(いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売)

問 62 いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「新聞」とは、定期購読契約が締結された週2回以上発行される、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものです(改正法附則34①二)。

したがって、いわゆるスポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、1週に2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の適用対象となります。

(「定期購読契約」に基づく新聞の範囲)

問 63 コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象である「新聞」は、定期購読契約に基づくものとされており、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます(改正法附則34①二)。

したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため軽減税率の適用対象となりません。

(1週に2回以上発行する新聞)

問 64 当社が販売する新聞は、通常週2回発行されていますが、休刊日より週に1回しか発行されない場合があります。この場合の新聞の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「1週に2回以上発行する新聞」とは、通常の発行予定日が週2回以上とされている新聞をいいますので、国民の祝日及び通常の頻度で設けられている新聞休刊日によって発行が1週に1回以下となる週があっても「1週に2回以上発行する新聞」に該当します(改正法附則34①二、軽減通達14)。

したがって、ご質問の新聞が、定期購読契約に基づくものであれば、軽減税率の適用対象となります。

(電子版の新聞)

問 65 インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、

文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（１週に２回以上発行する新聞に限ります。）の定期購読契約に基づく譲渡をいいます（改正法附則 34①二）。

他方、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません（消法 2①八の三）。

VI 区分記載請求書等の記載方法等

（課税資産の譲渡等の内容の記載の程度）

問 66 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。

【答】

現行の仕入税額控除制度（請求書等保存方式）においても、保存すべき請求書等には課税資産の譲渡等の内容の記載が必要となっています。

区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等には、

- ① 課税資産の譲渡等（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）に係る資産又は役務の内容
 - ② 当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合、軽減対象資産の譲渡等に係る資産の内容及び「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」
- が記載されていなければなりません（改正法附則 34②）。

したがって、課税資産の譲渡等の内容については、その内容が軽減対象資産であるか、それ以外の資産であるかが明確になるよう、現行の請求書等と同様に、基本的には、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

ただし、取引当事者間で当該資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等かどうかの判別が明らかである場合は、資産の内容等について商品コード等による表示も認められています（軽減通達 18）。

(多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問 67 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

平成 29 年 4 月から、当店が発行するレシートを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。しかしながら、当店のレジは、軽減税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当店が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。

八百〇		
東京都・・・		
平成XX年11月1日		
領収書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合計		¥1,410
		(10%対象 ¥330円)
		(8%対象 ¥1,080円)
お預り		¥1,500
お釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

記載事項① → 野菜※, 野菜※, 雑貨

記載事項② → (10%対象 ¥330円), (8%対象 ¥1,080円)

※ 枠囲みの事項が平成 29 年 4 月から追加された記載事項に該当します。

【答】

ご質問のような事情がある場合に交付される当該レシートは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として認められます。

平成 29 年 4 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則 34②）。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）

- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

なお、小売業等にあつては、⑤の記載事項は必要ありません（消法30⑨一）。

ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能です。このような場合には、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称（例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」との記載）の記載であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。

ご質問のレシートは、小売業者が発行するもので、前述の①、②を含め、請求書等の記載事項である④から⑥の事項を満たしていますので、当該レシートの交付を受けた事業者における区分記載請求書等保存方式の請求書等に該当することとなります。

なお、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法30⑦、消令49①一）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります（改正法附則34②）。

課税事業者である小売業者も、ご質問のようなレジを導入している場合には、同様に取
り扱われます。

※ 以下のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されていると言
えませんが、一般的には記載事項を満たしていないこととなりますのでご注意ください。

該当しない例

〇〇精肉店		
東京都・・・		
平成〇〇年11月1日		
領収書		
部門01※	1	¥500
部門02※	1	¥980
部門03	1	¥1,500
合計		¥2,980
		(10%対象 ¥1,500円)
		(8%対象 ¥1,480円)
お預り		¥3,000
お釣		¥20
※印は軽減税率対象商品		

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問 68 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「4/1～4/30 野菜※(※は軽減対象資産の譲渡等)」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。

【答】

請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてまとめて作成する場合、その請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等を行った年月日については、〇月〇日といった個々の日付でなくても、その一定期間を記載すればよいこととされています(消法30⑨ーロ)。

ただし、一定期間分の取引をまとめて作成した請求書等であっても、平成29年4月以降は現行の制度において必要とされている記載事項に加えて、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則34②)。

また、例えば、同一の商品(一般的な総称による区分が同一となるもの)を一定期間に複数回購入しているような場合、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されていなければなりません。請求書等に記載すべき「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」については同一の商品をまとめて、記載しても差し支えありません。

したがって、ご質問の「4/1～4/30 野菜※」といったように、4月分の同一の商品をまとめた上で、「※」を記載するなどし、軽減対象資産であることを明らかにしている場合、請求書に取引の明細が添付されていれば「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載として認められることとなります。

(参考) 「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」の記載例

- ・ 青果店・・・野菜、果実、青果
- ・ 魚介類の卸売業者・・・魚類、乾物
- ・ 一般の事業者の文房具類の購入・・・文房具

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問 69 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の導入に伴い、平成29年4月から、当店は交付する領収書の記載内容に変更はあるのでしょうか。

【答】

平成29年4月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

㊦ 書類の作成者の氏名又は名称

㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日

㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)

㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ただし、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります(改正法附則34②)。

したがって、ご質問の場合、事業者との取引が3万円未満の少額な取引のみということで、取引の相手方である事業者が、仕入税額控除を適用するためには、従前同様、請求書の保存の必要はありません。

しかしながら、取引先の経理処理の関係上、取引内容等について軽減対象資産の譲渡等か否か等の表示を求められることも考えられますので、このようなことも踏まえ、レジの改修やレシートへの手書き補完、又は別途領収書を個別に発行するなど、貴店の取引先との関係も踏まえ、対応についてご検討ください。

(レシートに係る記載内容)

問 70 当店は、小売業（スーパー）を営む事業者です。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付しています。

今後、平成 29 年 4 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。

スーパー〇〇	
東京都・・・	
平成XX年11月1日	
領 収 書	
業務用コーラ	1 ¥10,800
業務用ギュウニク	1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥21,600
合 計	¥43,200
(内消費税等	¥3,200)
お預り	¥50,000
お 釣	¥6,800

資産の譲渡等の内容 →

【答】

平成 29 年 4 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則 34②）。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成 29 年 4 月からは区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する必要があります。

(注) レシート(領収書等)についても請求書等に含まれます。

スーパー〇〇	
東京都・・・	
平成XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ※	1 ¥10,800
業務用ギュウニク※	1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合計	¥43,600
(10%対象)	¥22,000円
(8%対象)	¥21,600円
(内消費税等)	¥3,600
お預り	¥50,000
お釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

記載事項①

記載事項②

ただし、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法 30⑦、消令 49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則 34②)。

(参考) 「仕入れ先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問 14 をご参照ください。

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

問 71 当社は、発行するレシートについて、平成 33 年 4 月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。

この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。

【答】

区分記載請求書等の記載事項と適格請求書等の記載事項は、それぞれ次のとおりとなり、適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなります。

したがって、適格請求書等の発行に対応したレジシステムへの改修を行い、適格請求書等の発行が可能となれば、区分記載請求書等として認められるレシートの発行も可能となります。

なお、適格請求書等には、登録番号の記載が必要となります。当該登録番号の発行の申請は、平成 31 年 4 月から申請の受付が開始されます。

(注) 区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した税込価額については、適格請求書等の記載事項である税率ごとに区分した税抜価額の合計額及び消費税額等を記載することとして差し支えありません。

○ 区分記載請求書等と適格請求書等の記載事項の比較 (改正法附則 34②、新消法 57 の 4 ①)

区分記載請求書等 ^{※1} (平成 29 年 4 月～平成 33 年 3 月)	適格請求書等 ^{※2} (平成 33 年 4 月～)
① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した税込価額 ⑤ 区分記載請求書等の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨) ④ 税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率 ⑤ 消費税額等 ⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称
※1 区分記載請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、⑤の記載を省略することができる(消法 30⑨一)。	※2 適格請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、適格請求書に代えて以下の記載のある請求書等(適格簡易請求書)を交付することができる(新消法 57 の 4 ②)。 ① 適格請求書等の記載事項①～③の事項 ② 税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額 ③ 消費税額等又は適用税率

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問 72 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで、下記のよう
に現行の請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に
交付しています。

今後、平成 29 年 4 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載
事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当社は、どのような
対応が必要でしょうか。

請求書		
〇〇御中		平成XX年11月30日
11月分 125,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	もつハ〜ハ〜	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		125,600円
△△商事様		

資産の譲渡等の内容

【答】

平成 29 年 4 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が
記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加さ
れました。改正法附則 34②)。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対
象資産の譲渡等である旨)

- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴社の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての
記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成 29 年 4 月からは区分記載請求書
等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資
産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」
を追加で記載することが必要です。

請求書		
〇〇〇〇御中		平成XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッズヘルシーパン	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象		△△商事様

ただし、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法30⑦、消令49①一）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります（改正法附則34②）。

（参考） 「仕入れ先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問14をご参照ください。

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問 73 当店は、消費税の免税事業者です。これまで、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、平成 29 年 4 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。

〇〇商店	
東京都・・・	
平成XX年11月1日	
領 収 書	
業務用コーラ	1 ¥10,800
業務用ギュウニク	1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥21,600
合 計	¥43,200
お預り	¥50,000
お 釣	¥6,800

資産の譲渡等の内容 →

【答】

平成 29 年 4 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則 34②）。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、平成 29 年 4 月からは、軽減対象資産の譲渡等を行った場合には、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載することが必要です（改正法附則 34②）。

なお、免税事業者は、取引に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは消費税の仕組み上、予定されていません。

〇〇商店	
東京都・・・	
平成XX年11月1日	
領 収 書	
業務用コーラ※	1 ¥10,800
業務用ギューニク※	1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合 計	¥43,600
(10%対象	¥22,000円)
(8%対象	¥21,600円)
お預り	¥50,000
お 釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

記載事項①

記載事項②

ただし、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法 30⑦、消令 49①一）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります（改正法附則 34②）。

（商品の全てが軽減税率の対象である場合）

問 74 請求書等に記載されている商品が全て飲食料品などの軽減税率の対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載がされている必要がありますか。

【答】

平成 29 年 4 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等（領収書も含みます。）には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます（改正法附則 34②）。

ご質問のように、当該請求書等に記載されている商品等の全てが軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載し、請求書等に記載されている商品等の全てが「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」が明らかにされている必要があります。

この点については、請求書等を発行する事業者の方々もご留意いただく必要があります。

(税率ごとに分けて交付する請求書)

問 75 平成 29 年 4 月から、当店が発行する請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。この場合、軽減税率の対象となる食料品と標準税率の対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。

【答】

平成 29 年 4 月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則 34②)。

したがって、ご質問のように税率ごとに請求書を分けて、交付することは差し支えありませんが、この場合であっても、仕入税額控除の要件を満たすためには、軽減税率の対象となる商品に係る請求書には、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載が必要となります。

【税率ごとに区分記載請求書等を分けて交付する場合の記載例】

○ 軽減税率対象分

請求書		
(軽減税率対象)		
株〇〇御中		平成XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円
△△商事(株)		

○ 軽減税率対象分以外

請求書		
株〇〇御中		平成XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
△△商事(株)		

30周年記念ユーザー会開催

— 株式会社ファイネット —



挨拶する 國分勸兵衛会長

ファイネットは、5月24日（火）、30周年記念ユーザー会をロイヤルパークホテルで開催した。同社の商品流通VANなどを利用するメーカー・卸関係者を集め、設立30周年の歩みや今後の事業活動を説明するもの。参加企業数は159社。同社は通信回線自由化直後の1986年にメーカー共同出資の加工食品業界VAN会社として設立。その後、酒類VAN（SKJ）との統合や大手卸の資本参画を経て、酒類・加工食品業界の共通情報基盤に発展。主力商品流通VANサービスの取扱いデータ件数は2015年度に25億件を突破、本業界のメーカー卸間EDIに占めるシェアを約65%に広げるまでになっている。

ユーザー会では同社の細見典男社長（日本水産）が冒頭に登壇。30年間の業界各位の協力に感謝を表すとともに、「次の30年もサービスの品質・価値を向上させ、業界全体の発展に寄与していく」と決意を表明した。続いて同社代表取締役専務・小原応孝氏が登壇し、30年の歴史と今後の展望を説明。EDIデータ種の拡充などを通じて業界の標準化・効率化に引き続き傾注する方針を示した。また来賓として日食協会長で国分グループ本社会長兼社長の國分勸兵衛氏が挨拶。業界共通基盤としての長年の功績をたたえとともに「今後は人手不足という難しい問題が業界に等しく降りかかる。標準化・効率化に取り組むファイネットのさらなる活躍に期待したい」と述べた。



ユーザー会会場

「第2回研究例会」開催

— 日本卸売学会 —

卸売問題の研究活動の促進や業界発展を目指して設立された日本卸売学会は6月11日(土)、東京都国分寺市の東京経済大学国分寺キャンパスで「第2回研究例会」を開催した。大学の流通学者や現場を担う実務者など40人近くが出席し、業界の抱える課題や展望を考える場となった。同学会は、学会並びに研究機関分野において卸売問題に関する研究活動、わが国における卸企業や団体などの発展を促進させ、業界の社会的役割の向上と日本経済の発展に寄与することを目的に、昨年7月に設立。年1回の全国卸売研究会(今年9月に予定)と年数回の研究部会を開催している。

第2回研究例会では、東京経済大学の本藤貴康教授がコーディネーターとなり3つの研究が報告された。はじめに神谷渉玉川大学准教授が「小売再編と卸売再編の方向～米国事例から国内再編と卸売機能を考える」と題して講演。日本の卸売は、小売との垂直統合はうまくいかないため、本業を鍛えることが重要と強調。また新たなアカウントを発掘する必要性を示唆した。

続いて、元マツモトキヨシ常務取締役の北嶋永一ドラッグストアMD研究会主幹が「大競争時代を迎えたドラッグストア～同質飽和化から抜け出す短期的・近視眼的戦術」と当初のテーマを変更して講演。食品スーパーと根本的に営業や組織体制に対する価値観が違う事を紹介。フード系卸には、ドラッグ向け低温度帯物流の構築や、部門や単品からカテゴリーの提案を期待しているとした。

最後に前スーパーマーケット協会専務理事でコーネル大学RMPジャパンの大塚明プログラムディレクターが「スーパーマーケットが求める卸売機能～『モノ』から『コト』そして『人』への対応～」を講演した。ヤオコー時代の成功事例を示しながら、これからの小売はオリジナリティ(独自性)にプラスして、地域コミュニティや人材育成重視といった長期的な人とのつながりが必要だと説いた。最後に懇親会を設け、情報交換を行った。



日本卸売学会研究例会会場

平成27年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について

— 一般財団法人食品産業センター —



28JF1A第152号

平成28年6月8日

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛 様



平成27年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成17年に、従来の「百貨店業告示」が見直され、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」が告示、施行されるとともに、その「運用基準」が公表され、流通、納入取引の実態に即した、取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールが定められました。

当センターでは、従来から、いわゆる大規模小売店の優越的地位の濫用による不公正な取引が生じないよう、実態調査を通じて濫用行為の是正に取り組んでまいりました。

平成27年度は、本年2月に、26年度と同様に上記告示に示された考え方に即して調査を実施し、その結果をこの度「食品産業における取引慣行の実態調査」として取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

その結果によれば、協賛金、センターフィー、従業員派遣等の取引慣行の一部に改善傾向が見られたものの、いくつかの問題点が指摘されており、今後、さらに期待を持って取引慣行改善に取り組んで行きたいと考えております。

貴団体及び貴会会員におかれましては、これまでも独占禁止法遵守のため、仕入担当者等への周知徹底等に努められており、当センターとして改めて感謝申し上げますところではありますが、今後とも、今回の調査の趣旨と結果をご理解のうえ、傘下の会員各社に対し、不公正な取引が行われることのないようご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

—平成27年度食品産業における取引慣行の実態調査報告— 協賛金負担の要請、ドラッグ・DSで増加

— 一般財団法人食品産業センター —

一般財団法人食品産業センターは6月8日、「平成27年度食品産業における取引慣行の実態報告書」を発表した。調査は、協賛金、センターフィ、従業員派遣、不当な値引き、特売商品の買い叩き、過度の情報開示の要求、PB商品に関する要請について前回に続いて実態を行った。さらに、平成22年1月から施行されている「改正独占禁止法」の認知度（優越的地位の濫用に係る課徴金制度導入）についても調査した。アンケートは、今年2月に無作為に抽出した食品製造業1,700社にアンケート票を郵送。22業種323社から有効回答を得た。（有効回答率19.0%）

調査によると、協賛金負担の要請については、「協賛金の要求があった」とする回答は、30.9%と前回の調査とほぼ同じであったが、小売業態別でドラッグストアが47.4%と前回に比べ6.7ポイント（以下P）増加、次いでディスカウントストア（以下DS）が42.7%、センターフィについては半数近くの製造業者は「センターフィー」を負担していると回答し、センターフィーに応じた製造者の半数近くが「コスト削減分を上回る負担である」と回答するなど、改善傾向はみられるものの負担感が強い状況が続いていることがわかった。設問とは別に、「バイングパワーの行使ではないかと考えられる要請」への質問では、不当な返品、価格改定の要請への対応等に事例が寄せられた。不当な返品については「直近1年間ぐらいは返品率がじょじょに増え続け、納入金額の10%程度が返品金額となっている」という事例が、また、欠品ペナルティについては、「予定数量を大幅に超える注文が入り、出荷対応ができなかった時、1件はペナルティ、1件は他社への出荷を止めて出荷するよう要請があった。」などの事例が寄せられた。価格改定への要請については、「他のチェーンが売価を上げない限り認めてもらえなかった」等の事例も見られた。

また、「改正独占禁止法」の認知度等については、負担割合が減ったと回答したメーカーからは、小売業者の理解が深まったこと、強い要請が減り断る事ができるようになったことがあげられた。しかし、まだ多くの問題や改善すべき課題が多く残されていることから、センターでは「大規模小売業告示」等の改善とその効果的な運用、関係者の一層の努力により、さらなる改善を期待したい」とまとめている。



食料産業レター

食・「食を生み出す農山漁村の自然や環境」に携わる方のために

2016年 6月第 23号

発行日 6月 9日

発行者 農林水産省
食料産業局

1. 特集 平成28年熊本地震について

この度の平成28年熊本地震でお亡くなりになられた方々に、心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

(1) 地震発生を受けた体制整備

- ① 平成28年熊本地震では、4月14日21時26分に発生したマグニチュード6.5の前震に加え、16日午前1時25分にはマグニチュード7.3の本震が発生しました。その後も断続的に余震が続くこととなりました。
地震の発生を受け、官房長官からは、早急に被害状況の把握、被災者の救命、救助及び避難や被害などの情報を適時的確に行うとともに、食料、水の提供体制をしっかりと行うよう指示がありました。
- ② そのような中、当局では、16日の本震を受け、「農林水産省緊急自然災害対策本部食料・物資支援チーム」を立ち上げ、また、その機能を強化するため大角審議官（食料産業局）をグループ長とする「実行グループ」を立ち上げました。
- ③ また、被害状況の迅速な把握、食料・飲料水等必要な物資の供給に万全を期すため、4月17日より、物資調達・配送支援担当の責任者として、櫻庭食料産業局長を現地に派遣し、現場のニーズの把握や確実な提供の実現に向けた取組を実施しました。



- ④ 今回の地震において、九州農政局の職員は、避難所へ送る物資の積み込み作業や、佐賀県内の物流拠点から各避難所へ送る支援物資の確認などの作業に従事しました。また、被災者の方々への罹災証明書の発行を早急に行うため、熊本県職員と協力して被害家屋の調査にも対応しました。九州農政局では、地震発生以降、延べ1,061人（6月5日現在）の職員が支援活動に従事しております。



（鳥栖センターで支援物資の確認作業）



（支援物資を車に詰め込み避難所へ）



（支援物資を自衛隊車に詰め込む）



（県職員と協力して被害家屋の調査）

（２）被災地に食料・飲料水を支援

食料・飲料水の被災地への支援にあたっては、食品業界をはじめ様々な企業や団体の御協力により、必要な食料や飲料水等を供給することができました。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

- ① 4月17日から19日までの3日間は、パン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、4月20日から22日までの3日間は、缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やし支援を実施しました。

また、被災自治体からの要請に応じて、精米、保存用パンなどを提供しました。

さらに、23日から25日の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供しました。

- ② 26日から5月6日までは、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて食品を随時提供し、大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供しました。

4月17日（日）～25日（月）		計204万食等	
パン	54万食	缶詰	20万食
おにぎり	23万食	栄養補助食品	12万食
パックご飯	19万食	ビスケット	9万食
カップ麺	52万食	他、米	116t
レトルト食品	14万食	水	24万本
ベビーフード	1万食	清涼飲料水	2万本
介護食品	1万食	粉ミルク（アレルギー対応含む）	2t

- ② 26日から5月6日までは、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて食品を随時提供し、大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供しました。

4月26日（火）～5月6日（金）		計59万食等	
パン	3万食	栄養補助食品	2万食
パックご飯	11万食	他、米	10t
カップ麺	8万食	清涼飲料水	19万本
レトルト食品	19万食	LL牛乳	5万本
缶詰	16万食	バナナ	16万本



（自衛隊トラックで支援物資を納品する様子（グランメッセ熊本））



（食料支援物資集積センターの様子（日通鳥栖センター））

（3） 森山農林水産大臣による現地視察

森山農林水産大臣は、農林水産業関係被害の現地調査のため、5月2日には農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃などの被害状況を、5月6日には熊本地方卸売市場（田崎市場）等で水産せり場の支柱の破損等の状況を確認されました。

5月15日には、山地の崩壊や農地の陥没・地割れの状況等を精力的に視察されました。



（田崎市場の視察の様子）



（田崎市場内の被害状況）

(4) 熊本地震での現場

戦場の熊本地震政府現地対策本部

～田邊 浩之 食品製造課 食品企業行動室～

平成28年熊本地震では、4月14日（木）の前震後に、政府は現地対策本部を立ち上げました。16日（土）未明の本震直後は人命救助に注力するとともに、電気・ガス・上下水道のライフラインの復旧に着手しましたが、徐々に避難所に食料等の避難物資が届かない事態が深刻化しました。

被災者支援の加速化、ライフラインの早期復旧、物流網の確保などの課題に対応するため、農林水産省から、物資調達・配送支援担当の責任者である櫻庭食料産業局長が18日（月）に現地対策本部入り、20日には現地対策本部の一角に指定職級が集う専用のスペースを設け、毎朝ミーティング（通称「K9 会議」KはKumamotoの頭文字、9は構成メンバーの人数）を行うようになりました。

私は、4月28日から5月10日まで現地にいたのですが、本部は、県庁の大会議室があてられ、各省庁が机の区画ごと、あるいは同じ区画に座り、役職に関係なく所々で作戦会議、物流業者や小売事業者、県や市との打ち合わせが行われ、ある省庁チームは被害の大きい現場や復旧が遅れている現場へ急行と、さながら戦場の前線基地のようでした。

1日のうちに震度3、4の地震も頻発、本部の部屋も毎日揺れました。そのような状況の下、全国各地から派遣された各省庁の職員（リエゾン）は、各省庁の威信をかけた面子ぞろい、復旧の遅れは許されないという張り詰めた雰囲気の中、食料や日用品の支援物資の調達、各種インフラ復旧などが進められました。このことにより、普段は各地、別々の建物にいる省庁職員間や協力企業との情報共有は速く、当初は混乱があったものの、ライフラインは徐々に復旧、また、食品、物流産業をはじめとした企業の皆様方にも多大な御協力をいただきましたおかげで、物資調達についても、取り進めることができました。ご協力いただきました皆様心より厚く御礼申し上げます。

地震から一ヶ月以上が経ち、現在、物資調達は政府から県中心のスキームに移行し、産業復興、農林水産業関係では熊本の農林水産業関係の施設復旧や農林水産業復興支援、阪神大震災を超える被災家屋対策・被災された方々への住まいの提供などの段階に移っています。まだまだ熊本復興に向けての支援は必要です。引き続き、皆様方のご協力をお願い申し上げます。



現地対策本部を激励する
サッカー日本代表ハリルホジッチ監督

楽しく省エネ『クールシェア』家族でお出かけ節電しませんか！

— 国民生活産業・消費者団体連合会 —

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

平成28年7月
国民生活産業・消費者団体連合会

楽しく省エネ 『クールシェア』家族でお出かけ節電しませんか！

『クールシェア』とは、ひとり1台のエアコンをやめ、家庭や地域の涼しい場所をみんなでシェア(共有)したり、自然が多く風通しのよい涼しいところへ行き、みんなで楽しみながら節電を行うことです。

エアコン消して 涼しいところに集まろう

COOL SHARE

おうちでクールシェア

ご近所でクールシェア

自然でクールシェア

まちでクールシェア



今年の夏の電力需給は、猛暑となるリスクを織り込んだ上で、各電力会社間の電力融通体制や直近の経済見通し、企業や家庭における節電の定着を前提として、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できると各電力会社は公表しています。しかし、企業や家庭の節電が想定と違い使用電力が増加した場合、電力の需給がひっ迫する可能性があります。

したがって、節電の取り組みが無理のないかたちで、各家庭や企業などで確実に行われるようにしていくことが大事です。

生団連は、節電・電力ピークカット対策として、家族や地域のみんなが楽しく節電できる『クールシェア』を推進します。

お身体に無理(熱中症等)のないかたちで、ぜひ皆様も一緒に楽しく節電を行いましょう。

(参考)

・環境省

『COOL SHARE エアコン消して 涼しいところに集まろう』

<http://funtoshare.env.go.jp/coolbiz/coolshare.html>

お問い合わせ先：国民生活産業・消費者団体連合会 事務局

TEL：03-3662-5240 e-mail：jimu@seidanren.jp 担当：清水 栄治

UDF マーク表示方法の変更についてご案内

— 日本介護食品協議会 —

日介食発第 10 号

平成 28 年 7 月 8 日

関係各位

UDF マーク表示方法の変更についてご案内

日本介護食品協議会
会長



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は本協議会の運営に多大なご協力を賜り誠にありがとうございます。

本協議会は平成 14 (2002) 年の設立以来、介護用加工食品の業界自主基準の策定・運用を以て「ユニバーサルデザインフード」の普及を推進してまいりました。現在では、会員企業数 70 社、UDF 商品登録数およそ 1,800 品目、UDF 生産金額は 200 億円以上と年々規模を拡大しているところであり、UDF マークはもはや介護食品のブランドと位置付けられております。

さて、現在ユニバーサルデザインフードの商品には、ご存じのとおりメーカー共通の表示として、UDF マークと食べやすさの区分である「容易にかめる」「歯ぐきでつぶせる」「舌でつぶせる」「かまなくてよい」の文言と、これにあわせた 1~4 の区分を表す数値を表示し、利用者の商品選択時の理解に配慮してまいりました。

一方、昨今では介護食品に関する新たな規格が提案されるなど、今後ユニバーサルデザインフードを取り巻く環境の変化が予測されております。このような中、協議会では販売の現場や商品の選択における利用者の混乱を避け、より分かりやすく表示を行っていくことが肝要と考えました。そこで、利用者が実際の商品選択に際して注視する点についてあらためて調査を行うとともに検討を重ねてまいりました。

この結果、利用者が商品の選択時にもっとも参考としている表示は、「容易にかめる」などの内容物の状態をあらわす文言であることがわかりました。

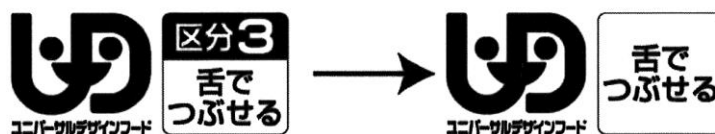
従いまして協議会では、各メーカーの UDF マーク商品の表示から、1~4 の区分数値を削除し、「容易にかめる」等の文言を中心とした表示を行っていくことがもっともわかりやすく適切であると判断し、今後表示方法をこれにあらためることといたしました。

なお、同表示方法については今後各メーカーにて順次変更を行っていく予定にしております。

関係各位におかれましては、本件につきご周知賜りたくお願い申し上げます。

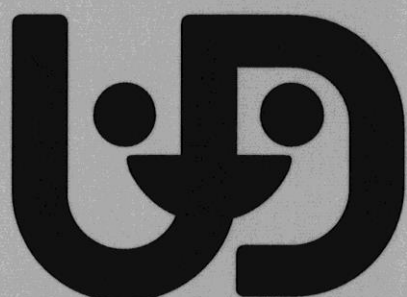
敬具

新しい UDF 表示の例



区分数値を削除して表示

ユニバーサルデザインフード



ユニバーサルデザインフード

の表示が新しくなります！



ユニバーサルデザインフード

これまでの表示



ユニバーサルデザインフード

これからの表示

いつもユニバーサルデザインフードをご利用いただき誠にありがとうございます。

日本介護食品協議会では、このほど「ユニバーサルデザインフード（UDF）」マークの表示方法を、より見やすく分かりやすくするために、区分を表す番号を削除して食品の状態を表す「容易にかめる」などの文言のみの表示に統一してまいります。

この表示については今後各メーカーにて順次変更を行っていく予定にしております。

今後も安心してお使いいただくためにUDFは進化し続けます！

区 分		容易にかめる	歯ぐきでつぶせる	舌でつぶせる	かまなくてよい
かむ力の目安		かたいものや大きいものはやや食べづらい	かたいものや大きいものは食べづらい	細かくてやわらかければ食べられる	固形物は小さくても食べづらい
飲み込む力の目安		普通に飲み込める	ものによっては飲み込みづらいことがある	水やお茶が飲み込みづらいことがある	水やお茶が飲み込みづらい
かたさの目安	ごはん	ごはん～やわらかごはん	やわらかごはん～全がゆ	全がゆ	ペーストがゆ
	さかな	焼き魚	煮魚	魚のほぐし煮（とろみあんかけ）	白身魚のうらごし
	たまご	厚焼き卵	だし巻き卵	スクランブルエッグ	やわらかい茶わん蒸し（具なし）
	調理例（ごはん）				

※食品のメニュー例で商品名ではありません。

お問い合わせ



ユニバーサルデザインフード

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町10-2

翔和神田ビル3階（公社）日本介護食品協会内

日本介護食品協議会

TEL:03-5256-4801 FAX:03-5256-4805 <http://www.udf.jp/>

消費税軽減税率制度に関する全国説明会

— 公益財団法人食品流通機構改善促進機構 —

平成28年度消費税軽減税率対策窓口相談等事業

消費税軽減税率制度に関する全国説明会

社会保障と税の一体改革の下、消費税率引き上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の「軽減税率制度」が平成31年10月に導入されることとなっています。

本説明会では、食品流通事業者やその関係団体の方々などを対象に、軽減税率制度（軽減対象品目の内容、税額計算の方法など）や軽減税率対策補助金について、中小企業診断士や税理士資格を持つ専門家が分かり易く解説いたします。また、同会場において、複数税率対応レジや受発注システムに関する「展示ブース」を併設し、システムベンダーがより具体的なご相談にもお応えいたしますので、この機会に多くの皆様のご参加をお待ちしています！

◆ 開催日程

開催日	会 場※
7月15日（金）	仙台会場（仙台市中央卸売市場 管理棟3階会議室）
7月29日（金）	札幌会場（札幌市中央卸売市場 水産棟4階会議室A・B）
8月23日（火）	新潟会場（新潟市中央卸売市場 中央棟4階大会議室）
8月30日（火）	金沢会場（金沢中央市場 食育会館 スタジオDO）
9月12日（月）	静岡会場（B-nest 静岡市産学交流センター プレゼンテーションルーム）
9月16日（金）	名古屋会場（AP 名古屋 名駅 7階L会議室）
10月 6日（木）	広島会場（広島市中央卸売市場 管理棟3階大会議室）
10月 7日（金）	岡山会場（岡山市中央卸売市場 管理棟3階大会議室）
11月18日（金）	福岡会場（福岡市中央卸売市場鮮魚市場 市場会館2階 第1・2会議室）
11月28日（月）	鹿児島会場（ホテルタイセイアネックス 4-A ホール）
12月 2日（金）	宇都宮会場（栃木県総合文化センター ギャラリー棟3階特別会議室）
12月 8日（木）	東京会場（コートヤード・マリオット銀座東武ホテル 3階「龍田」）
1月13日（金）	高松会場（高松市中央卸売市場 管理棟5階 大ホール）
1月19日（木）	長野会場（JA 長野県ビル 12A 会議室）
1月27日（金）	沖縄会場（沖縄県立博物館 博物館講座室）
2月16日（木）	大阪会場（大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟16階 大ホール）
2月17日（金）	京都会場（京都市中央卸売市場第一市場 10号棟3階 大会議室）

※ 都合により会場が変更となる場合があります。

◆ 受講料：無料（事前登録制）

◆ 定 員：50～80名

◆ プログラム（各会場共通）

時 間※	講 演 内 容
12:30～	受付開始
13:00～13:05	主催者挨拶
13:05～14:00	消費税軽減税率制度及び軽減税率対策補助金制度の解説
14:00～14:30	質疑応答
14:30～15:00	<相談・展示コーナー>での相談及びシステム・機材等の紹介
15:00	閉 会

※ 時間は会場により多少異なります。



公益財団法人 食品流通構造改善促進機構
the Organization of Food-marketing Structure Improvement